

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に伴う保育園等の臨時休園について

令和2年4月10日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」が発出されたことを受け、5月6日まで市内の認定こども園・保育園・幼稚園（以下、保育園等）を臨時休園することに決定されました。

さらに、4月24日、県より5月31日まで臨時休園を延長するよう要請が出されたため、4月27日市内園長会を開催し5月31日まで延長することが決定されましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 保育園等の利用について

市内保育園等は下記日程において原則臨時休園とします。

令和2年4月14日（火）～令和2年5月31日（日）

ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要であるため、受入れの体制を整えます。

利用希望の保護者の方は、在園する保育園等においてお手続きをお願いいたします。

2 保育料について

臨時休園・閉所の要請期間中に登園しなかった子どもの利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。月額分を口座引き落としにて徴収し、後日減額分を還付いたします。手続き等の詳細は、別途お知らせします。

3 保育所等で新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合について

保育所等において在園児または保育所等職員に感染者や濃厚接触者が1人でも発生した場合には、当該施設を全面的に臨時休園とします。

ご理解とご協力をお願いいたします。